

大和市告示第70号

大和市飲用井戸衛生管理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市飲用井戸衛生管理要綱の一部を改正する要綱

大和市飲用井戸衛生管理要綱（平成25年大和市告示第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改める。

第4条第3号ア中「と」を「及び」に改め、「求める」の次に「こと」を加え、同号イ中「行う」の次に「こと」を加え、同号ウ中「再開する」の次に「こと」を加える。

別表水質検査の項中「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上定期的に」に改め、同表備考第1項中「「全項目水質検査」を「この表において、「全項目水質検査」に改め、「（平成15年厚生労働省令第101号）」を削り、同表備考第2項中「「定期水質検査」を「この表において、「定期水質検査」に改め、同表備考第3項中「「臨時水質検査」を「この表において、「臨時水質検査」に改め、「給水される」を「給水する」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。